

■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルール①～③）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p>ルール1</p> <p>プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>	<p>ルール2</p> <p>従来型2サイクルエンジンの使用禁止</p>  <p>※平成23年4月～完全実施</p>	<p>ルール3</p> <p>プレジャーボートの適合証の表示義務</p>  <p>※平成24年10月～</p>	<p>ルール4</p> <p>外来魚のリリース禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>
---	--	--	---

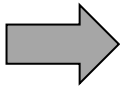
監視・取締における取締体制の強化について

(～平成28年度)
湖上：監視船
陸上：陸上監視員

2班

(平成29年度～)
湖上：監視船、水上オートバイ
陸上：陸上監視員

3班



航行規制水域での悪質な違反航行に対し、**停止命令書**を交付

- 平成30年度 **4件**
- 令和元年度 **0件**
- 令和2年度 **2件**
- 令和3年度 **5件**
- 令和4年度 **6件**

■令和4年度は、5月から10月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に30回、監視船による監視・取締を実施した。プレジャーボート利用者が特に多い7月、8月の日曜日においては、水上オートバイを借用し、3班体制（陸上監視員は2班体制）とすることで、監視・取締を実施した。

■水鳥の営巣地保全水域では、水鳥の飛来に合わせ、12月に監視を行った。

■航行規制水域違反者に対する指導数は35件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止違反について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、令和4年度においても航行を確認していない。

適合証の表示義務違反について

■近年、適合証の表示義務は利用者に浸透しており、令和4年度は適合証非表示艇はほとんど確認していない。

関係機関との合同啓発について

7月31日（日）近江舞子南浜水泳場（大津市南小松）における合同啓発活動
参加機関：滋賀県琵琶湖保全再生課、大津北警察署

令和4年度航行規制水域の違反行為に対する指導について

○航行規制水域の違反行為に対する指導数

	南小松 (大津市)	北小松 (大津市)	荒川・木戸 (大津市)	八坂町 (彦根市)	松原町 (彦根市)	合計
5月	5	0	1	0	0	6
6月	0	0	0	0	0	0
7月	12	1	0	1	1	15
8月	7	2	0	0	0	9
9月	3	1	1	0	0	5
10月	0	0	0	0	0	0
合計	27	4	2	1	1	35